

列コード	行コード	部門名称
0622-02	0622-021	砕石

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2581「砕石製造業」の生産活動を範囲とする。なお、他部門で発生する屑・副産物(鉱さい)は、本部門を競合部門とする。

(品目例示) 砕石, 石材

(対応するISIC)

2696 石材切り出し, 型削・磨き業

列コード	行コード	部門名称
0629-09	0629-099	その他の非金属鉱物

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類083「粘土鉱業(別掲を除く)及び089「その他の非金属鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。なお、他部門で発生する副産物(硫黄)は本部門を競合部門とする。

(品目例示) 重晶石, ベントナイト・けいそう土等の粘土, オリビンサンド

(対応するISIC)

1410 石・砂及び粘土採取業
1421 化学及び肥料用鉱物鉱業
1422 塩採取業

列コード	行コード	部門名称
0711-01	0711-011	石炭

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類06「石炭・亜炭鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

(品目例示) 原料炭, 一般炭, 無煙炭, 亜炭, 雑炭
(平成7年表からの変更点)

平成7年表の行部門「0711-011 原料炭」及び「0711-012 一般炭・亜炭・無煙炭」を統合。

(対応するISIC)

1010 無煙炭鉱業・固形燃料製造業
1020 亜炭鉱業・固形燃料製造業
1030 泥炭採掘業・固形燃料製造業

列コード	行コード	部門名称
0721-01		原油・天然ガス
	0721-011	原油
	0721-012	天然ガス

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類07「原油・天然ガス鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

(品目例示) 原油, 天然ガス, 液化天然ガス, 圧縮ガス
(注意点) 平成7年表において, 平成2年表の列・行部門「0721-01, -011 原油」及び「0731-01, -011 天然ガス」を統合。

(対応するISIC)

1110 原油及び天然ガス採取業

3 食料品

列コード	行コード	部門名称
1111-01		と畜(含肉鶏処理)
	1111-011	牛肉(枝肉)
	1111-012	豚肉(枝肉)
	1111-013	鶏肉
	1111-014	その他の肉(枝肉)
1111-015	と畜副産物(含肉鶏処理副産物)	

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1211「肉製品製造業」のうち冷凍食肉加工業, 1219「その他の畜産食料品製造業」のうち食鳥処理加工業及び9521「と畜場」の活動を範囲とする。

(品目例示) 牛肉, 豚肉, 鶏肉, その他の肉(馬肉, 羊肉, 山羊肉), と畜副産物(原皮, 内臓及び肉鶏処理副産物等)

(対応するISIC)

1511 肉及び肉製品製造業

列コード	行コード	部門名称
1112-01	1112-011	肉加工品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1211「肉製品製造業」のうちハム, ベーコン, ソーセージ等の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ハム, ベーコン, ソーセージ, ハンバーグ(冷蔵品), 焼豚

(対応するISIC)

1511 肉及び肉製品製造業

列コード	行コード	部門名称
1112-02	1112-021	畜産びん・かん詰

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1211「肉製品製造業」のうち, 畜産物を主な原料とするびん・かん詰の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 食肉びん・かん詰(コンビーフかん詰, うずら卵水煮かん詰等), 調理特殊かん詰(カレーかん詰, ミートソース類かん詰, スープ類かん詰等)

(対応するISIC)

1511 肉及び肉製品製造業
1549 他に分類されないその他の食料品製造業

列コード	行コード	部門名称
1112-03	1112-031 1112-032	酪農品 飲用牛乳 乳製品

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1212「乳製品製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 飲用牛乳：牛乳，加工乳
乳製品：乳飲料，粉乳，れん乳，バター，チーズ，アイスクリーム，ミックスパウダー，クリーム，発酵乳，乳酸菌飲料
(平成7年表からの変更点) 平成7年表のコード「1112-04，-041～042」を「1112-03，-031～032」に変更する。
(対応するISIC) 1520 酪農製品製造業

(品目例示) かに，さけ，まぐろ・かつお，さば，いわし，その他の水産びん，かん詰，副産物の「魚のあら」
(注意点) 水産物つくだ煮は，その容器を問わず，「1113-09，-009 その他の水産食品」に含まれる。
(対応するISIC) 1512 魚類及び魚製品加工・保存業

列コード	行コード	部門名称
1113-04	1113-041	ねり製品

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1224「魚肉ハム・ソーセージ製造業」及び1225「水産練製品製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 焼きちくわ，かまぼこ，魚肉ハム・ソーセージ，副産物の「魚のあら」
(対応するISIC) 1512 魚類及び魚製品加工・保存業

列コード	行コード	部門名称
1113-01	1113-011	冷凍魚介類

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1116「冷凍水産物製造業」及び1227「冷凍水産食品製造業」の生産活動を範囲とする。船上冷凍も含める。
(品目例示) 冷凍魚介類，冷凍魚介調理品（丸又は三枚おろし，刺身等の処理をし，凍結したもの），冷凍すり身，副産物の「魚のあら」
(注意点) 船上冷凍魚は，「0311-001 海面漁業(国産)」から本部門に生鮮魚を産出。
(対応するISIC) 1512 魚類及び魚製品加工・保存業

列コード	行コード	部門名称
1113-09	1113-099	その他の水産食品

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1222「海藻加工業」，1223「寒天製造業」及び1229「その他の水産食料品製造業」のうち塩・干・くん製品製造業を除く生産活動を範囲とする。
(品目例示) 節類，水産物つくだ煮，寒天，焼・味付けのり，さくら干し，みりん干し
(対応するISIC) 1512 魚類及び魚製品加工・保存業

列コード	行コード	部門名称
1113-02	1113-021	塩・干・くん製品

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1229「その他の水産食料品製造業」のうち，魚介類を主な原料とした塩・干・くん製品の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 煮干し品，素干し品，塩干品，くん製品，副産物の「魚のあら」
(注意点) さくら干し，みりん干しは，「1113-09，-099 その他の食品」に含まれる。
(対応するISIC) 1512 魚類及び魚製品加工・保存業

列コード	行コード	部門名称
1114-01	1114-011 1114-019	精穀 精米 その他の精穀

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1261「精米業」及び1262「精麦業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 精米，くず米，米ぬか，精麦，麦ぬか
(対応するISIC) 1531 精穀・製粉業

列コード	行コード	部門名称
1113-03	1113-031	水産びん・かん詰

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1221「水産缶詰・瓶詰製造業」の生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
1114-02	1114-021 1114-029	製粉 小麦粉 その他の製粉

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1263「小麦粉製造業」及び1269「その他の精穀・製粉業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 小麦粉, ふすま, そば粉, こんにやく粉,
米穀粉
(対応するISIC)
1531 精穀・製粉業

列コード	行コード	部門名称
1115-01	1115-011	めん類

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1293「めん類製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 乾めん, 即席めん, マカロニ・スパゲッティ, 生めん
(対応するISIC)

1544 マカロニ, ヌードル, クスクス及び類似製品製造業

列コード	行コード	部門名称
1115-02	1115-021	パン類

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1271「パン製造業」, 1299「他に分類されない食料品製造業」のうち, 調理パン製造業及びサンドイッチ製造業の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 食パン, 菓子パン, 調理パン, サンドイッチ
(注意点) 平成7年表において, 平成2年表まで本部門に含まれていた学校給食パンを平成7年表の「1119-04, -041 学校給食(国公立)」, 「1119-05, -051 学校給食(私立)」に変更。
(対応するISIC)

1541 パン製品製造業

列コード	行コード	部門名称
1115-03	1115-031	菓子類

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1272「生菓子製造業」, 1273「ビスケット類・干菓子製造業」, 1274「米菓子製造業」及び1279「その他のパン・菓子製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) キャラメル, ドロップ, キャンデー, チョコレート, チョーインガム, 焼菓子, ビスケット, 米菓, 和生菓子, 洋生菓子, スナック菓子, 油菓子, ココア
(注意点) アイスクリームは, 「1112-03 酪農品」及び「1112-032 乳製品」に含まれる。
(対応するISIC)

1541 パン製品製造業
1543 ココア, チョコレート及び砂糖菓子製造業
1549 他に分類されないその他の食料品製造業

列コード	行コード	部門名称
1116-01	1116-011	農産びん・かん詰

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類123「野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業」のうち, 野菜・果実を主な原料とする保存食品(びん・かん詰)及びジュース原液の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 野菜びん・かん詰, 果実びん・かん詰, ジャム(びん・かん詰), 野菜ジュース, 原料濃縮果汁

(注意点) ① 原料濃縮果汁以外の果実飲料は, 「1129-02, -021 清涼飲料」に, 菓子・かん詰は, 「1115-03, -031 菓子類」に含まれる。
② たれ, つゆ類及びジュースを除くトマト加工品(ケチャップ・ピューレ等)のびん・かん詰は, 「1117-06, -061 調味料」に含まれる。
③ 野菜ジュース, 原料濃縮果汁については, その容器を問わない。

(対応するISIC)

1513 果実及び野菜加工・保存業

列コード	行コード	部門名称
1116-02	1116-021	農産保存食料品 (除びん・かん詰)

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類123「野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業」のうち, 野菜・果実を主な原料とする保存食品(びん・かん詰, ジュース原液及び乾燥きのこを除く)の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 乾燥野菜, 冷凍野菜, 漬物, カップジャム, かんぴょう, 切干だいこん, マッシュポテト, 干がき

(対応するISIC)

1513 果実及び野菜加工・保存業

列コード	行コード	部門名称
1117-01	1117-011 1117-019	砂糖 精製糖 その他の砂糖・副産物

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1251「砂糖製造業(砂糖精製業を除く)」及び1252「砂糖精製業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 精製糖(てんさい糖, 甘しゅ糖), 含みつ糖, 副産物(糖みつ, ビートパルプ)

(注意点) 本部門には, 国産さとうきびからの粗糖生産活動及びこの粗糖からの精製糖生産活動が含まれるが, 当過程での自部門投入は含めない。

(対応する ISIC)

1542 砂糖製造業

列コード	行コード	部門名称
1117-02	1117-021	でん粉

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1292「でんぷん製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) かんしょでん粉, ばれいしょでん粉, 小麦でん粉, コーンスターチ, でん粉かす

(対応する ISIC)

1532 でん粉・でん粉製品製造業

列コード	行コード	部門名称
1117-03	1117-031	ぶどう糖・水あめ・異性化糖

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1253「ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業」の生産活動を範囲とする。

(対応する ISIC)

1532 でん粉・でん粉製品製造業

列コード	行コード	部門名称
1117-04	1117-041	植物油脂
	1117-042	加工油脂
	1117-043	植物原油かす

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1281「植物油脂製造業」, 1283「食用油脂加工業」及び2051「脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業」のうち硬化油(食用)の生産活動を範囲とする。

なお, 他部門で発生する屑・副産物(果汁搾りかす, 野菜屑等)は, 植物原油かすを競合部門とする。

(品目例示) 植物油脂: 食用なたね油, 食用大豆油, 非食用向け植物原油(あまに油, ひまし油)

加工油脂: マーガリン, ショートニング

植物原油かす: なたね油かす, 大豆油かす, 米ぬか, 油かす

(対応する ISIC)

1514 植物・動物油脂製造業

列コード	行コード	部門名称
1117-05	1117-051	動物油脂

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1282「動物油脂製造業」を範囲とする。

(品目例示) 動物油脂(牛脂, 豚脂等), 精製ラード, 魚油

(平成7年表からの変更点)

① 平成7年表の「1113-05, -051 魚油・魚かす」のうち「魚油」のみを当部門に統合。

② 平成7年表のコード「1112-03, -031」を「1117-05, -051」に変更。

(注意点)

本部門は動物原油(非食用)の生産と, その原油をさらに加工精製し, 食用動物油脂を生産する活動である。

(対応する ISIC)

1511 肉及び肉製品製造業

1514 植物・動物油脂製造業

列コード	行コード	部門名称
1117-06	1117-061	調味料

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類124「調味料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示)

みそ, しょうゆ, 食用アミノ酸, ソース, マヨネーズ, トマトケチャップ, トマトピューレ, 食酢, 即席カレー, グルタミン酸ソーダ, 香辛料, 洋風スープ, 発酵調味料, 風味調味料, たれ類, めんつゆ類, お茶漬け・ふりかけ類, 即席みそ汁・お吸いもの, マヨネーズ副産物(卵白)

(平成7年表からの変更点)

平成7年表のコード「1117-05, -051」を「1117-06, -061」に変更。

(対応する ISIC)

1549 他に分類されないその他の食料品製造業

列コード	行コード	部門名称
1119-01	1119-011	冷凍調理食品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1297「冷凍調理食品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示)

冷凍フライ(コロッケ, カツ, 魚フライ等), 冷凍米穀類, 冷凍ハンバーグ, 冷凍シューマイ

(対応する ISIC)

1549 他に分類されないその他の食料品製造業

列コード	行コード	部門名称
1119-02	1119-021	レトルト食品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1299「他に分類されない食料品製造業」のうち, レトルト食品の生産活動を範囲とする。

(品目例示)

レトルト食品(カレー, マーボー豆腐の素, ミートソース類, スープ類等)

(対応する ISIC)

1549 他に分類されないその他の食料品製造業

列コード	行コード	部門名称
1119-03	1119-031	そう菜・すし・弁当

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1298「そう(惣)菜製造業」及び1299「他に分類されない食料品製造業」のうち、すし・弁当製造業の生産活動を範囲とする。

(品目例示) そう菜, すし, 弁当

(注意点) 小売店の店舗内で製造・小売されるものの製造分の生産活動を含む。

(対応するISIC)

1549 他に分類されないその他の食料品製造業

列コード	行コード	部門名称
1119-04	1119-041	学校給食(国公立)★★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 「学校給食法」(昭和29年法律第160号)に基づき、国公立の義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食の生産活動を範囲とする。なお、日本標準産業分類の細分類5692「料理品小売業」に属する給食センター及び都道府県学校給食会の委託を受けた食品加工業者による給食の生産活動を含む。

(注意点) ① 学校給食は、本来、教育機関が実施するものであるが、実態としては当該機関が直接行う場合と給食センター等の外部機関に委託して実施する場合がある。それぞれ、実際にサービスを行う機関で分類すると混同を起すことから、本来実施すべき機関(教育機関)の主体分類に基づいて、「国公立」と「私立」に区分する。

② 平成7年表において、平成2年表の列・行部門「1119-09, -099 その他の食料品」から分割・特掲。

③ 平成7年表まで農林水産省が担当していたが、平成12年表より文部科学省の担当に変更する。

列コード	行コード	部門名称
1119-05	1119-051	学校給食(私立)★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 「学校給食法」(昭和29年法律第160号)に基づき、私立の義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食の生産活動を範囲とする。なお、日本標準産業分類の細分類5692「料理品小売業」に属する給食センター及び都道府県学校給食会の委託を受けた食品加工業者による給食の生産活動を含む。

(注意点) 「1119-04, -041 学校給食(国公立)」と同様。

列コード	行コード	部門名称
1119-09	1119-099	その他の食料品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1219「その他の畜産食料品製造業」のうち食鳥処理加工業を除く生産活動, 1291「ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業」, 1294「こうじ・種こうじ・麦芽・もやし製造業」, 1295「豆腐・油揚げ製造業」, 1296「あん類製造業」, 1299「他に分類されない食料品製造業」のうち、豆乳、即席ココア、レトルト食品、すし・弁当、サンドイッチ及び調理パン製造業を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) とうふ, 油揚げ, 生揚げ, がんもどき, 生あん, こんにゃく, 納豆, 麦茶, パナナ熟成加工, 粉末ジュース, もち

(対応するISIC)

1549 他に分類されないその他の食料品製造業

列コード	行コード	部門名称
1121-01	1121-011	清酒

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1323「清酒製造業」及び1324「蒸留酒・混成酒製造業」のうち味りんの生産活動を範囲とする。

(品目例示) 清酒, 味りん, 清酒かす, 味りんかす

(対応するISIC)

1551 酒類の蒸留, 精留及び混合業; 発酵原料からのエチルアルコール製造業
1552 ワイン製造業

列コード	行コード	部門名称
1121-02	1121-021	ビール

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1322「ビール製造業」及び1324「蒸留酒・混成酒製造業」のうち発泡酒製造業の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ビール, 麦芽根, ビール粕, 乾燥酵母, 生酵母, 発泡酒

(注意点) 平成7年表において、「1121-09, -099 その他の酒類」のうちの細目品「雑酒」のうち、酒税法第4条第1項に定める「発泡酒」を加えている。

(対応するISIC)

1551 酒類の蒸留, 精留及び混合業; 発酵原料からのエチルアルコール製造業
1553 麦芽酒及び麦芽製造業

列コード	行コード	部門名称
1121-03	1121-031	ウイスキー類

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1324「蒸留酒・混成酒製造業」のうちウイスキー、ブランデーの生産活動を範囲とする。

(対応するISIC)

1551 酒類の蒸留、精留及び混合業；発酵原料からのエチルアルコール製造業

列コード	行コード	部門名称
1121-09	1121-099	その他の酒類

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1321「果実酒製造業」及び1324「蒸留酒・混成酒製造業」のうちウイスキー、ブランデー、味りん、発泡酒を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 果実酒類、合成清酒、しょうちゅう、スピリッツ、リキュール類、発泡酒を除く雑種、添加用アルコール

(平成7年表からの変更点)

平成7年表の列・行部門「1121-03、-031 添加用アルコール」を統合。

(注意点) 平成7年表において、細目品「雑酒」から、酒税法第4条第1項定める「発泡酒」を除いている。

(対応するISIC)

1551 酒類の蒸留、精留及び混合業；発酵原料からのエチルアルコール製造業
1552 ワイン製造業

列コード	行コード	部門名称
1129-01	1129-011	茶・コーヒー

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類133「茶・コーヒー製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 緑茶、紅茶、ウーロン茶、コーヒー

(注意点) コーヒー飲料、紅茶飲料、ウーロン茶飲料は、「1129-02、-021 清涼飲料」に、表茶は「1119-09、-099 その他の食料品」に、ココアは「1115-03、-031 菓子類」に、それぞれ含まれる。

(対応するISIC)

1549 他に分類されないその他の食料品製造業

列コード	行コード	部門名称
1129-02	1129-021	清涼飲料

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類131「清涼飲料製造業」の生産活動及び細分類1299「他に分類されない食料品製造業」のうち豆乳の生産活動を範囲とする。

(品目例示) サイダー、ラムネ、コーラ飲料、フレーバー系炭酸飲料、その他の炭酸飲料、果実飲料、コーヒー・紅茶・ウーロン茶飲料、スポーツドリンク、ミネラルウォーター、豆乳

(注意点) 発酵乳及び乳酸菌飲料は「1112-03 酪農品」及び「1112-032 乳製品」に、野菜ジュース、濃縮果汁及び天然果汁は「1116-01、-011 農産びん・かん詰」に含まれる。

(対応するISIC)

1513 果実及び野菜加工・保存業
1554 清涼飲料製造業；ミネラルウォーター生産業

列コード	行コード	部門名称
1129-03	1129-031	製氷

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類134「製氷業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 販売用水

(対応するISIC)

1554 清涼飲料製造業；ミネラルウォーター生産業

列コード	行コード	部門名称
1131-01	1131-011	飼料

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1361「配合飼料製造業」及び1362「単体飼料製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物（屑肉、副産蛹、くず繭）は、本部門を競合部門とする。

(品目例示) 家畜・家きん用飼料、養魚用飼料、ペットフード、魚かす

(平成7年表からの変更点)

平成7年表の「1113-05、-051 魚油・魚かす」のうち、「魚かす」のみを本部門に統合。

(対応するISIC)

1512 魚類及び魚製品加工・保存業
1533 加工飼料製造業

列コード	行コード	部門名称
1131-02	1131-021	有機質肥料（除別掲）

- (担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1363「有機質肥料製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 動物性有機質肥料（魚かす粉末、肉骨粉、加工家きんふん肥料等）、植物性有機質肥料（なたね油かす、米ぬか油かす、わたみ油かす等）、その他（たい肥）
(注意点) 除別掲とは、「0121-01, -011 その他の酪農」、「0121-02, -021 鶏卵」、「0121-03, -031 肉鶏」、「0121-04, -041 豚」、「0121-05, -051 肉用牛」等に含まれるきゅう肥、鶏ふん等である。

列コード	行コード	部門名称
1141-01	1141-011	たばこ

- (担当府省庁) 財務省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類135「たばこ製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 紙巻たばこ、葉巻たばこ、きざみたばこ、パイプたばこ
(注意点) 平成7年表において、平成2年表までは企業ベースであったものをアクティビティベースへ変更。
(対応するISIC)

- 0111 穀物及び他に分類されない作物栽培
農業
1600 たばこ製造業

4 繊維製品・パルプ・紙・木製品・印刷・出版

列コード	行コード	部門名称
1511-01	1511-011	紡績糸

- (担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類141「製糸業」、142「紡績業」及び143「ねん糸製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 製糸：生糸、副蚕糸
綿糸：純綿糸、混紡綿糸
化学繊維紡績糸：ビスコース・スフ糸、キュプラ・スフ糸、アセテート紡績糸、ビニロン紡績糸、ナイロン紡績糸、アクリル紡績糸、ポリエステル紡績糸、ポリプロピレン紡績糸
毛糸：そ毛糸、紡績糸
その他の紡績糸：絹紡糸、さく紡糸、絹紡ちゅう糸、麻紡績糸、和紡糸、ねん糸、かさ高加工糸

(平成7年表からの変更点)

平成7年表の列・行部門「1511-01, -011 製糸」及び「1511-02, -021 紡績糸」を統合し、「1511-01, -011 紡績糸」とする。

- (注意点) 平成7年表において、平成2年表の列・行部門「1511-02, -021 綿糸」、「1511-03, -031 化学繊維紡績糸」、「1511-04, -041 毛糸」及び「1511-09, -091 その他の紡績糸」を統合。

(対応するISIC)

- 1711 織物繊維準備業、紡績業及び織物業

列コード	行コード	部門名称
1512-01	1512-011	綿・スフ織物 (含合繊短繊維織物)

- (担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1441「綿・スフ織物業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 綿織物、ビスコース・スフ織物、化学繊維紡績糸織物、綿・スフ・合成繊維毛布地
(平成7年表からの変更点)

平成7年表の「1512-01, -011 綿・スフ織物(含合繊短繊維織物)」を「綿・スフ織物(含合繊短繊維織物)」に名称変更。

- (注意点) ① 幅13.0cm未満の織物については、使用される糸の種類にかかわらず、「1519-099 その他の繊維工業製品」のうち細幅織物に分類される（以下、織物部門共通）。
② 生産額には、製造業以外からの委託も含まれる（以下、織物部門共通）。

(対応するISIC)

- 1711 織物繊維準備業、紡績業及び織物業
1729 他に分類されないその他の織物製造業